

【完全週休 2 日（土日）Ⅰ型の場合】

〇〇）週休 2 日促進工事

1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して「完全週休 2 日（土日）」に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休 2 日促進工事の対象工事（完全週休 2 日（土日）Ⅰ型）である。なお、月単位の週休 2 日及び通期の週休 2 日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。実施については、天理市総務部総務課入札審査室のホームページで公開している「天理市建築工事における週休 2 日促進工事实施要領」により行うものとする。
2. 「完全週休 2 日（土日）」（全ての週ごとに現場閉所（現場休息）日数が 2 日以上）を前提に補正係数 1.02 により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正及び補正係数 1.01 により現場管理費の補正を行ったうえで予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休 2 日（土日）」が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち現場管理費補正分を減額変更し、「月単位の週休 2 日」が未達成の場合は労務単価の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して、請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が「完全週休 2 日（土日）」の取り組みを希望しない場合（「完全週休 2 日（土日）」に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む）については、請負代金額のうち現場管理費補正分を減額変更する。なお、市場単価等の補正率は、「天理市建築工事における週休 2 日促進工事实施要領」を参照すること。
3. 明らかに受注者側に月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評価から点数を減ずる措置を行うものとする。
4. 本工事が単独発注工事の場合は「現場閉所」とし、分離発注工事の場合は「現場休息」とする。なお、本工事が分離発注工事である場合、受注者は、分離発注工事である他工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日等を調整したうえで「実施工程表」等を作成するものとする。

【完全週休 2 日（土日）Ⅱ型の場合】

〇〇）週休 2 日促進工事

1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して「完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日」又は「月単位の週休 2 日」に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休 2 日促進工事の対象工事（完全週休 2 日（土日）Ⅱ型）である。なお、通期の週休 2 日については、受注者は協議に関わらず取り組むものとする。実施については、天理市総務部総務課入札審査室のホームページで公開している「天理市建築工事における週休 2 日促進工事实施要領」により行うものとする。
2. 「完全週休 2 日（土日）」（全ての週ごとに現場閉所（現場休息）日数が 2 日以上）を前提に補正係数 1.02 により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用い

る複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正及び補正係数1.01により現場管理費の補正を行ったうえで予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち現場管理費補正分を減額変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は労務単価の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して、請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が「完全週休2日（土日）」又は「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」の取り組みを希望しない場合（「完全週休2日（土日）」又は「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む）については、請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、市場単価等の補正率は、「天理市建築工事における週休2日促進工事実施要領」を参照すること。

3. 明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評価から点数を減ずる措置を行うものとする。
4. 本工事が単独発注工事の場合は「現場閉所」とし、分離発注工事の場合は「現場休息」とする。なお、本工事が分離発注工事である場合、受注者は、分離発注工事である他工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日等を調整したうえで「実施工程表」等を作成するものとする。